

令和4年度

高森町ふれあいスクール

利用の手引き

高森町教育委員会



□ 高森町ふれあいスクールとは？

ふれあいスクールは、国が進める放課後子ども総合プランにより、授業終了時刻から、ご家庭の事情に応じて、学校を利用してお子様をお預かりする事業です。ふれあいスクールの中には、3つの事業があります。

- ◆ふれあいクラブ（通常）
 - ・完全下校までの児童の居場所の確保。
- ◆ふれあいクラブ（長期休業）
 - ・長期休業の間、保護者の就労等で、昼間お家が留守になる児童の居場所の確保。
- ◆学童クラブ
 - ・保護者の就労等で、放課後お家が留守になる児童の居場所の確保。

□ ふれあいスクールの目的

- ◆ 放課後お家が留守になる児童の居場所の確保
- ◆ 児童が通い慣れている学校施設を活用することにより、利便性による時間と空間の確保
- ◆ 異年齢間の交流の促進による仲間づくり
- ◆ 地域の人々との関わりを求め、児童も大人も共に生き、共に育ち合う場の創造

□ ふれあいスクールのシステム

	ふれあいクラブ		学童クラブ
	通常	長期休業	
対象児童	実施校に通学する 1～6年生	実施校に通学する 1～6年生 保護者が仕事の関係等で 留守になるなど、家庭の事情 において許可を得た児童	実施校に通学する 1～6年生 保護者が仕事の関係等で 留守になるなど、家庭の事情 において許可を得た児童
定員	なし	各校 90人	各校 90人
受入期間	給食開始日から (1年生は 5月連休明け)	夏休み／春休み ※春休みについて ①4月1日～入学式前日 ②卒業式翌日～3月31日	4月1日～3月31日
実施日 実施時間	学校開校日 【北小】16:00(通年) 【南小】16:25(夏季) 16:00(冬季)	夏休み／春休み 8:30～16:00 ※保護者当番有り	学校開校日 放課後～18:30 (希望で19:00までの延長有) 毎週 土曜日/ 夏休み／春休み 8:30～18:30 (希望で19:00までの延長有) ※夏休み／春休み保護者当番有り
帰宅方法	一般児童と同じ	一般児童と同じ	保護者のお迎えが必要
加入負担金	一律 1,000円 (保険代・教材費等) ※毎年必要になります。 ふれあいスクール専用の帽子をお持ちでない場合は、帽子代 900円が必要になります。		
負担金	なし	夏休み 3,000円 春休み 2,000円	月額 3,000円 (日割り計算なし) (延長は月額負担金に一日あたり 100円増)

※ 学校等の行事や都合により、ふれあいスクールを閉館する場合があります。

※ 加入負担金・月額負担金はご利用がない場合でも返金いたしません。

※ 閉館日は、毎月発行される「ふれあい通信」等で確認下さい。

※ 保護者会を年3回行います。また、長期休業(夏休み/春休み)では利用者の保護者の方に、保護者当番として1回(午前中のみ)ご協力をお願いします。

※ 原則、ふれあいスクールの年度は3月31日までです。

ただし、前年度から引き続き利用する方に限り、ふれあいクラブ春休み①(4月1日から入学式前日)の利用も可能です。その場合、新年度の申し込みおよび別途加入負担金 1,000円が必要です。

□ 令和4年度参加申込みにあたり

- ① 前年度に利用された方も、新たな申し込みが必要となります。
- ② 今年度より、Web ページでの申請をお願いします。紙の申込書を希望される方は、教育委員会事務局・ふれあいスクールまたは町ホームページより各自入手してください。
- ③ **初めて利用される方は、必ず面接を受けていただきます。**
- ④ 新1年生は、ふれあいクラブの受け入れ開始が5月連休明けからとなります。それまでの期間で放課後の利用を希望される方は、学童クラブを利用してください。※詳細は別紙のとおり

□ 各クラブ申請期限及び面接方法

1.学童クラブ 対象：1年生～6年生 （平成27年度から対象学年が6年生までとなりました。）

下記日程により、申込の受付および面接を行います。

- 申込期限 2月28日（月曜日） 17：15まで
- 面接日時 3月の第一土曜日に実施（申込時に希望時間を選択）※変更になる場合もあります
- 面接時間 1家族20分で実施
- 面談場所 利用される学校の学童クラブ ※変更になる場合もあります
- 持ち物 振替口座の通帳・印鑑（新規に学童クラブを申し込まれる方のみ）

※初めて利用される方のみ、面接が必要になります。必ず上記の期間に面接を受けてください。

※学童クラブは月額負担金のお支払いをお願いしております。町が公金として、毎月指定口座より振替をさせていただきます。新規お申込みの方は、口座振替の手続き用に面接の際に、通帳印と振替口座の通帳を持参下さい。

2.ふれあいクラブ（通常） 対象：1年生～6年生

下記日程により、申込の受付および面接を行います。

- 申込期限 2月28日（月曜日） 17：15まで
- 面接日時 3月の第一土曜日に実施（申込時に希望時間を選択）※変更になる場合もあります
- 面接時間 1家族20分で実施
- 面談場所 利用される学校の学童クラブ ※変更になる場合もあります

※初めて利用される方のみ、面接が必要になります。必ず上記の期間に面接を受けてください。

3.ふれあいクラブ（長期休業のみ） 対象：1年生～6年生

- 申込期限 【夏休み】5月27日 【春休み】令和5年1月27日（金）
- 提出先 Web ページ及び教育委員会事務局

※長期のみの利用希望の方で、初めて利用される方は面接を受けてください。

□ その他

- ① 年度当初からの利用希望の申込受付は、2月28日（金）までとします。期日までに申し込みの無い場合は、保険手続等の都合上、年度当初からの利用ができないことがあります。
- ② 年度途中の申し込みは随時受け付けしていますが、定員に空きがない場合、待機をお願いすることがあります。
- ③ 申込書の提出から利用開始日まで、保険手続等の受け入れ準備に10日程度のお時間を要しますので、余裕を持ってお申し込みください。

- ④ ふれあいクラブ長期休業の利用の提出期限後の申し込みは、定員に空きがない場合、面接による選考となることがありますので、ご了承ください。

□ 各クラブ（ふれあいクラブ通常・学童クラブ）受け入れ決定後

- ① 受け入れが決定しましたら、3月中旬に決定通知書を送付します。
- ② 4月に入りましたら、加入負担金の納付書を送付いたしますので、納付書記載の期日までに、お近くの金融機関又は役場会計局にて納付してください。
負担金の納付が確認できない場合は、ご利用をお断りすることがありますので、期日までに納付をお願いします。
- ③ 長期休業（夏休み・春休み）の決定通知書は、夏休みは6月下旬、春休みは2月中旬に送付します。

□ 保険の補償内容

保険はスポーツ安全保険に加入します。補償内容は以下のとおりです。

補償期間	… 4月1日午前0時～翌年3月31日午後12時
適用範囲	… ① ふれあいスクールとして開設する、小学校内の施設及び、指導員の指導のもとに施設外の活動中の事故。 ② 自宅とふれあいスクールまでの通常の経路往復上の事故
障害保険金	… ① 死亡 2,000万円 ② 後遺障害 最高3,000万円 ③ 入院 1日につき4,000円 ④ 通院 1日につき1,500円
賠償責任保険てん補限度額	… 対人・対物賠償 合算1事故5億円 但し、対人賠償は1人1億円
共済見舞金	… 突然死（急性心不全、脳内出血など）180万円

□ 教育委員会からお願い

高森町教育委員会では、ふれあいスクールの事業として保護者の就労の手助けをするとともに、社会教育としての家庭の日を推進しています。ご家庭にて親子で一緒に過ごす時間を大切をお願いします。

また、学童クラブに参加している児童は、保護者のお迎えを楽しみに待っています。お迎え時間に遅れそうな場合は、数分であっても必ず連絡をお願いいたします。

□ お問い合わせ

- 高森町教育委員会事務局学校教育係 担当：清水・宮澤
電話／35-9416 FAX／35-2973
- 南小学校ふれあいスクール（14:00～18:30）
電話／090-9660-7499
- 北小学校ふれあいスクール（14:00～18:30）
電話／090-9353-4735